

下 義務と負担

「守秘」の範囲あいまい

「呼び出し状が届かなく、高年齢などの理由で辞退を希望し担任裁判官が認めた33人を除く67人に呼び出し状を郵送した。」

「呼び出し状が届かなく、高年齢などの理由で辞退を希望し担任裁判官が認めた33人を除く67人に呼び出し状を郵送した。」

始まる市民の法廷

裁判員裁判 えひめの現場

その負担は小さくない。

9月24日、松山地裁。伊予市で起きた傷害致死事件の公判前整理手続きが2回の協議で終了し、県内初の裁判員裁判として、11月24日から3日間開廷することが決まった。

選ばれると3日間拘束される。何日も店を閉めると経済的な損失が大きい」と話す。著しい経済的損失が出る場合は辞退できると裁判員法で規定されているが、「自分が認められるか分からない」と同男性。60歳代の女性も「やりたくない」とで、生活を乱されるのは嫌」と顔を曇らせる。

だが、理由なく出頭しなければ10万円以下の過料。裁判員法には罰則付きの出頭義務が明記してある。

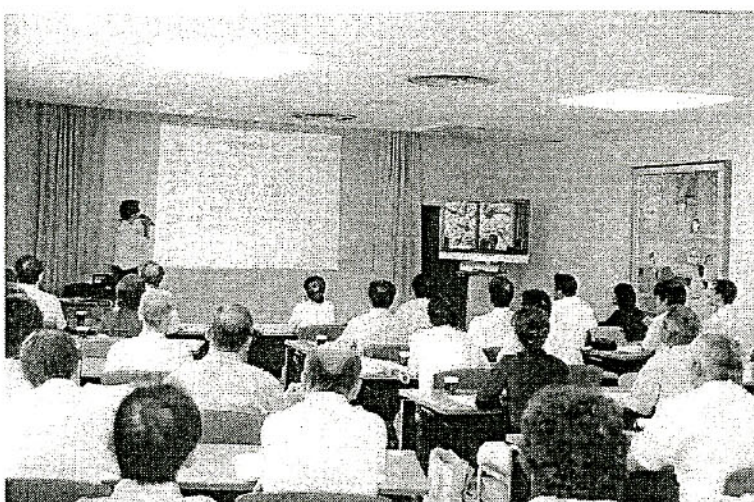
制度に反対する東京弁護士会所属の高山俊吉弁護士は、出頭義務について「憲法18条の『苦役からの自由』に反する。市民に負担を強制することは違憲だ」と批判。参加に前向きな南予の男性候補者も「やりたくない人に対し、そこまでする必要はないと思う」と疑問を投げ掛ける。

さらに裁判員経験者には評議の過程で知り得た情報を他人に漏らしてはいけない「守秘義務」も課せられる。ただ同法に規定されたその範囲はあいまいだ。これまで各地で開かれた判決後の裁判員経験者の会見で裁判所職員が過剰反応し、

発言を制限しようとしたケースも散見される。弁護士資格を持つ小林敏和四国ロースクール教授は

「守秘義務に当たる恐れのあることを告げようとしたとき、地裁側に判断を仰ぐと地裁は止めざるを得ない」と現状を解説。「最高裁がもっと明確な基準を示すべきだ」と指摘する。

中予の男性候補者は「身近な人には言ってしまうだろうな」と苦笑。別の男性候補者も「死刑など重い刑を下した場合、一人で抱え込むことになるのでは」と不安を口にしている。



松山地裁であった模擬裁判の裁判員選任手続き。候補者はまず手続きの流れや事件の概略について説明を受ける＝2008年9月

小林教授は「裁判員と被告のプライバイシーは絶対守るべきだ」と前置きした上で「法曹関係者やメディアが、事後に裁判を検証できないのは大きな問題。制度を良くするには、その都度検証することが不可欠で、開かれた司法の実現のためには、裁判員の考えがどう評議に反映されたか、経験者の意見を広く聞く必要がある」と強調する。

(社会部・高橋圭太)